

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条の2第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、有信地区土地改良事業共同施行が土地改良事業（非補助土地改良事業（区画整理事業）有信地区）計画を変更することについて平成19年12月28日認可した。

平成20年1月11日

香川県知事 真 鍋 武 紀